

B・シュクレドフ 著

岡 稔・西村 可明訳

『社会主義的所有の基本  
問題——経済と法——』

お茶の水書房 1973年 290ページ

## I

本書の原題は『経済と法』となっており、「生産関係をその法律的表现形態と関連させて研究するさいの諸原則について」というサブタイトルがついている。出版は1967年で、たしか私はそれを68年のはじめに手にしたと記憶するが、新たな理論的思考を誘発するポレーミッシュな性格をもって、たいへん興味深く通読した。

シュクレドフ（ここでは訳者のよみ方にしたがっておく）の問題提起は、つぎの意味で現代ソ連の理論経済学の新しい流れを代表するものといえよう。第1に、それは、「経済改革」に表現されているソ連経済の構造転換の理論的表現である。第2に上述の構造転換とも関連するが、「社会の科学的な管理」というスローガンのもとに60年代に社会科学諸領域ではなばなく展開されてきた新たな方法的摸索を（その諸傾向のうちの一つを）それは表現している。第3に、それは、60年代にあらためて検討の対象となってきた社会主義的所有論、とりわけ国家的所有論の問題状況、その中の一傾向を代表している。これらの意味で、本書は、小冊子ながら、60年代ソ連社会科学の時代性格を担う労作群の一環をなすものといえてよい、と思われる。

本書は、(1)経済活動と法、(2)社会主義的生産過程における意志の関係の特殊性、(3)社会主義的所有の国家的形態と個人的形態、(4)所有と経済学の範疇体系、の四つの章からなっているが、中心的主題は、第1に、所有を経済学の端初的な基礎的範疇とみなす社会主義経済学の伝統的見解にたいする批判であり、第2には、社会主義のもとでの生産力と生産関係の発展の客観的法則性を所有や計画の法律的諸形態、あるいは「経済以前の事実」や「経済外的強制の方法」からいわば純化して分析する視角の徹底化である。この課題は、著者においては、「社会的生産の管理における主意主義の完全な克服」（3～4ページ）という実践のモチーフに支えられている。

このように、本書は、経済学の方法論にかんする論争の問題提起の書であり、したがって法律学を専攻する評者としては、これをそのようなものとして正面からとりあつかうことはむずかしい。ただ、原題が端的に示しているように、本書における著者の問題意識が経済的關係とその法律の形態との関連（ここでは峻別にむしる重点があるが）に集中しているかぎり、評者としても切実な関心をもたざるをえない。以下、主としてこの観点から著者の提起している主要な問題のいくつかにふれてみたい。

## II

「経済と法」を標題とするにふさわしく、著者は本書全体をつうじて一貫してこの問題を迫り及しているが、とくに第一章では、一般理論的に経済と法の相互関係をあつかっている。著者には、本書以前に「経済学的研究と法的諸関係の研究との関連」（『社会科学の方法論的諸問題』、1966年）という論文があり、『資本論』を手がかりとした興味深い考察が展開されている。この問題は、法律学、とくにマルクス主義法理論の根本問題であるだけに、法律学にはそれへのアプローチの方法についてかなり豊富な蓄積がある。この蓄積にてらしてシュクレドフの論述をながめれば、多くの不足が目立ってくるのは当然である。ここでそのことについて論じるのは適当でないであろう。むしろここでは、経済学方法論の追求の中で、その視角からこの問題についてどのような新しい積極的なものが提示されてきているか、をみる必要である。

この観点でみれば、まず注目されるのは、客観的経済関係（つまり、物質的生産関係）とその「意志的発現形態」との区別という問題である（5ページ以下）。経済と法との関連を問題にするばあ、それらを切りはなさないためにも、また混同しないためにも、経済学の側からいえば、理論的抽象としての物質的生産関係を現実的・具体的な経済的關係へ、すなわち、諸人格の意志行為により形成される意志的關係によって媒介されている（これを捨象しない）経済的關係へと具体化するコースが、また法律学の側からは法律的規範を現実的社会関係の特殊形態としての法的關係にまで具体化するコースが必要であり、その接点において、経済的關係とその法的媒介形態との連関を解明しておくことが必要であるが、本書における「生産關係の意志的発現形態」の分析はこの点で重要な示唆をあたえている。たしかに、この問題

は、著者の指摘するように、主として法律学においてとりあげられてきたものともいえるが、しかし、経済的関係に即した分析という点では法律学においても十分に展開されていたわけではない。評者は法と経済の相互関係にかんする認識論上の諸問題にこの2、3年かなり集中してとりこんできたが、この点で本書に示唆をうけるところが少なくなかった。

「生産関係の意志的発現形態」を問題にする著者の狙いは、主として、「所有」を「意志的社会関係」として考察する点にある(21ページ以下)。著者は、所有の経済的内容たる客観的生産関係の総体(40ページ)と客観的生産関係の発現形態たる「事実上の所有関係」つまり意志関係としての事実上の占有・利用・処分諸関係の総体(27ページ)とを区別し、そのうえでさらに、この「事実上の所有関係」とそれが法的規制をうけることにより形成される「法律的形態としての所有」ないし「所有の法律的形態」とを区別する(48ページ)。しかし、事実上の所有関係は通常法的関係によって媒介されているので、著者はしばしば「所有=法的形態」という論理の省略法を用いている。こうした前提にたつて、シュクレドフは所有を独立の経済学的カテゴリーとみることを否定し、意志的関係の形態としてのみ客観的生産関係の総体(これが所有の経済学的内容である)から区別される所有範疇をみとめるとする。

このような「経済と法」にかんする考察は、つぎの主張の理論的前提となる。「特殊な社会関係としての所有は法律学の対象である。……ところが、社会主義経済学の歴史においては、本質において法律的に理解された所有が、社会主義的生産の出発点的ないし基礎的な経済学的範疇の地位をかなり長期にわたって、占めてきた。そのため所有の意志的関係が客観的生産関係を規定する要因に転化された。」(197~198ページ)「生産関係の法的表現形態が経済学の範疇体系の出発点になることはできない」(20ページ)。「所有を経済学的に規定することは、生産関係の総体を反映している経済学の全範疇体系を通じてのみ可能」である(198ページ)。そして著者は、この主張を、『資本論』における所有の研究方法的考察によって基礎づけ(第四章第二節)、また、所有を基礎的生産関係と規定してこれを社会主義社会の経済的運動法則の分析の端初にすえるクロンロード説(クロンロード『社会主義経済学の法則』、1966年)の批判をつうじて論証しようとする。

所有を法的カテゴリーとみる考え方は決して新しいも

のではない。むしろ伝統的なものとさえいってよい。したがって、著者が「事実としての所有関係」あるいは生産関係の「意志的発現形態」としての所有という問題を提起しながら、しばしば「所有=法的形態」論に傾斜しているのは評者としては不満である。同様に、所有の経済的内容を生産諸関係の総体と同一視する考え方も一面的にすぎると思われる。占有・利用・処分の関係というその「発現形態」と生産諸関係の総体との関連も論理的に説きあかされていない。そういう点で所有論としては問題はのこるけれども、従来のソ連の経済学の解説書にしばしばみられた生産関係のいわば制度論的説明を批判し、経済学の全範疇体系をもって所有関係の内容規定をおこなおうとする方向、『資本論』の方法にたちかえつて社会主義経済学の体系構築を旨とする方向は積極的に評価できる。社会主義経済の分析において経済的関係と法的形態、経済外的強制の形態あるいは経済以前の事実との混同を排すべしとの主張は、ソビエト経済学の歴史上特殊の意味をもつと思われるが(資本主義経済の分析とこの方法上の相違を強調してきた系譜との関係で)無自覚的混同が否定されるべきことは当然である。

### III

以上は、社会主義的所有論、とくに国家的所有論の前提となるが、それにとりかかる前に著者は、社会主義社会における生産関係の性格について「客観的生産関係の二重性」(第二章第一節)という問題を提起している。つまり、社会主義経済は「直接的に社会的な関係」と商品関係とが複雑に絡みあったものであって、「その本質上商品的でもあり非商品的でもある」というのである(85ページ)。社会主義的生産の「商品的性格」の問題は、本書のでたのち、「市場的社会主義」論批判とも関連して議論になっている。

著者の「二重性」論の位置、また商品生産存続の「根源」について著者がとっている「生産力」説的立場(生産力ないし生産の社会化水準に制約される生産単位の「経済的個別化性」——訳書では「経済的分離性」——に根源をみる立場)の位置については「訳者あとがき」を参照していただきたい。ここで留意したいのは、上述の二重性が生産関係の意志的発現形態の二重性(86ページ)、国民経済の計画的管理の二重形態(108ページ以下)の基礎としてとらえられている点である。すなわち、「直接的に社会的な関係」は、意志的発現形態としては、単一の管理センターによる全生産単位の計画的制御、全企

業の意志の「統一」に、そして計画的管理の「直接的な規制」形態に表現され、商品関係は、個別企業の「自立性」とその経済活動の「自由」に、そして計画的管理の「商品的形態をとる規制」に表現される、というわけである。ここで、生産関係における商品性と直接的に社会的な性格との客観的矛盾、その意志の発現形態における個別企業の特殊意志と全社会的な普遍的意志との、また管理における自立性と従属性との矛盾について自覚的である必要が強調されているのは、重要である。

ところで、著者によれば、直接的に社会的な管理と商品形態を用いる管理という計画的管理の2形態は、再生産過程に内在する諸関係の意志の表現形態（112ページ）であって、経済管理の法的形態とは区別されなければならない。ところが、社会主義のもとでは「物質的利害の本質的差異が存在するため」（110ページ）、計画的管理が国家的形態をとらざるをえないことから（この理由の解明はごく抽象的な表現ですまされている）、法を媒介として実施される特殊に国家的な管理の方法・形態と、本質上国家に固有でない計画的管理の機能・方法とが、いいかえれば、管理の「計画的形態」と「法的形態」とが外見的に一体化していて判別しがたくみえる。ここから計画と法律との同一視、計画および計画課題についての「法律学的把握」（117ページ——訳書では「法律解釈論」）が生じることになる。著者は、この両者の相違を明らかにし、両者のあいだに一定の矛盾の存することを指摘するとともに、これらの区別と関連を明らかにすることが計画化における主意主義の克服にとって重要であること示唆している。

この問題は、所有について経済的内容と法的形態との区別を強調する視点と連なっており、計画化をその「法律学的把握」から解放して経済学的に規定しようとする方法的意図を示すものであるが、逆に、このことによって計画化の法的形態の特殊の意義もより明らかになるという意味で、法学にとってもきわめて示唆的である。ソ連の法学においては、「計画は法律である」というテーゼが十分な吟味を加えられることなく維持されている。たしかに、社会主義法学にとって法的範疇としての「計画」の理論的分析はきわめて重要であるが、それは著者の指摘するように、計画的管理の経済学的規定を前提としてのみ可能であろう。

## VI

さて、本書は、以上の諸問題の考察を前提として、社

会主義的所有、とくにその国家的形態の分析をおこなっている。著者はここで国家的所有の法的形態の特殊性という問題にかなりのウエイトをおいている（第三章第一節）。これも、ソ連の法学において長い研究史をもつ問題で、この観点からみて分析手続きの不足を指摘することは容易であるが、ここでは著者の主張のもつ意味について簡単にふれておきたい。

シュクレドフは、さきにみた客観的生産関係の二重性とこれを表現する意志的關係の二重性を基礎として、一方では「所有客体としての生産手段と生産物は単一の管理意志の対象的発現領域とならなければならない」が、同時に他方では「生産手段と生産物が個別的生産単位、企業、企業連合などの所有の客体でなければならない」（144～145ページ）とし、国家的所有形態における所有権主体の単一性（国家に代表される全人民集団を主体とする）のテーゼを否定して、国家の所有権と個別企業の所有権との重層的構造をもって国家的所有の法的形態の特殊性とする。この観点から、著者は、個別的企業に所有権をみとめない支配的見解の代表としてヴェネディクトフ（ヴェネディクトフ『国家的社会主義的所有』、1948年）を批判している（147ページ以下）。

個別企業にその管理下にある生産手段・生産物にたいする所有権をみとめようとする見解は、本書で批判の対象となっているヴェネディクトフ自身の旧説をふくめて1930年代の中頃まで有力な見解であった。それは、商品関係ないし「経済計算制」関係によって媒介される国家的所有の独特の法的構造を示すものと説明された。その後、この見解は否定され、上述の独特の法的構造を解明するために企業の財産上の諸権利と国家の所有権との複雑な関係を分析するさまざまな試みがなされたが（ヴェネディクトフによる企業の財産権＝「業務管理権」説はそのうちの最も影響力の強いもの）、1960年代に進行した「経済改革」の諸条件のもとで、ソ連、東欧諸国にあらためて二重構造論（企業にも所有権をみとめる立場）が登場してきた。シュクレドフの主張はその一つである。このばあい、個別企業の自立性の拡大、その特殊利害の重視が前提となっていることはいうまでもない。つまりそれらの主張は、客観的には、「市場」的契機の拡大という新しい条件を反映している。著者によれば、ヴェネディクトフらの支配的見解の「誤り」の客観的基礎は、それが30年代以降の強度の中央集権制的管理システムを反映している点にあるということになるが、著者の見解自体が「経済改革」の諸条件の反映であることもたしか

である。もとより、自己の理論の正当性を主張するにあたって、ヴェネディクトフもシュクレドフも、所有・所有権概念そのものの再検討、その新たな組立てを基礎においている。前者のばあいには国家にも企業にも所有権があるという見解の根本的批判のために、そして後者のばあいにはその復興のために。しかも、興味深いことは、前者が、かの集中的・行政的管理体制のもとで、しかしなおそこの商品＝貨幣関係の存続を前提とするがゆえに、所有権概念のいわば歴史貫通的側面（商品経済に対応する）をみとめるのたいして、後者が、今日の商品関係の「発展」の諸条件のもとで、かえって「商品経済的」所有権概念を否定し、むしろ「直接的に社会的な関係」を前面におしだしながら新たな所有権概念を構成し、これによって企業の自立性拡大に対応しようとしている点である。

評者は、国家的所有の法律的形態の特殊性にかんする著者の結論には同意しかねる。たしかに、著者のいうように、国家的所有をたんに「抽象的全体」としてとらえるにとどまらず「多様なもの統一」として、「具体的な全体」としてとらえること（142ページ）の重要さは、いくら強調してもしすぎることはない。この点ではまったく著者に賛成である。ただ、著者の結論は必ずしもそうっていない。とくに、そこでは「経済計算制」的な企業の自立性の視点は強いが、所有と労働との関係、所有の国家的形態を表現する企業の管理装置の権限と労働者集団の地位との関係を分析する視点は弱く、また労働者階級の階級的全体とその部分との相互関係を分析する視点も不明瞭である。

本書においてより積極的意味をもっているのは、国家的所有の法律的形態と経済的内容との相互関係にかんするつぎの指摘である。著者によれば、法律的形態としての国家的所有の創出、すなわち国有化（「法律的社会化」）は、社会主義的生産関係形成（「経済的社会化」）の「条件」をつくるものではあるが、それ自体としては「経済以前の事実」（177ページ——訳書の「要因」は「事実」の誤植）にすぎない。つまり、新しい客観的生産関係の発展の決定的要因である生産力は国有化によってもなんら変わるところはない。また、国家的所有は、经济管理の計画性の「形式的可能性」はつくりだすが、その「現実的可能性」への転化は生産力と生産関係の発展の一定の段階においてのみおこなわれる（93ページ以下）。したがって、生産過程の社会化の水準がまだ低い条件のもとで生産手段・生産物の高度の法律的社会化がおこなわれ

るばあいには、さまざまな矛盾・困難が生じ、企業の法律的独立性のきびしい制約という「外面的」、「形式的」な矛盾の解決形態がとられる。生産過程の社会化水準の低さに規定される「生産関係の商品的性格」は、「経済外的強制」の方法によっては形式的に克服されるにすぎず、生産力の発展によってしかその現実的克服は不可能である（182ページ以下）。そして、著者によれば、生産力の高い発展水準に達した現段階において、「経済改革」による企業の法律的独立性の拡大がはかられることにより、「過去に形成された矛盾」を克服する条件がつくりだされつつあるという（185～186ページ）。「直接的に社会的な関係」の拡大と企業の独立性の拡大とが調和しているという現状認識には、「経済改革」への認識主体の密着からくる論理の甘さをみざるをえないし、また、総じて「生産力視点」ともいうべきものが優位している点も気になるが、ここには、社会主義的所有の歴史的發展（端初的成立と範疇的成熟）という問題を考えるための興味深い提言を読みとることができよう。

最後に、全体を通ずる印象として一言つけ加えておきたいのは、社会主義経済学の方法を論じるさいに論者が認識対象たる「社会主義社会」をどのように歴史的に位置づけているのか、どのように歴史的に規定された構造としてそれをみているのか、という点が本書では鮮明ではないということである。というよりも、歴史的構造の問題は生産の社会化の水準の問題におきかえられているとさえいえる。本書がコルホーズ的＝協同組合的所有を完全に捨象しているのは（逆に、個人的所有の問題については興味ある分析をおこなっている）、このことと無縁ではないように思われる。そして、そこにはまた、社会主義社会の独自の発展法則のとらえ方の問題やこれに照応する社会主義経済学のあり方の問題が伏在しているのであろう。このことをふくめて、本書は一方では快い共感をよびおこしながら、他方では反論への志向をたえず誘発するユニークな刺激的論文である。

（東京大学社会科学研究所教授 藤田 勇）